

【JCHO神戸中央病院における 宗教的輸血拒否患者に関する診療方針について】

基本的 診療方針

- ① JCHO神戸中央病院では、「絶対的無輸血（たとえ生命の危機に陥るとしても輸血を拒否する場合）」患者の治療はお断りいたします。
- ② 輸血を拒否する患者に対して、極力 輸血を行わない方針で治療にあたるが、輸血なしでは生命の維持が困難となった場合は輸血を行う、「相対的無輸血」に了解を得ている事を原則とする。「相対的無輸血」に同意が得られない場合は、すみやかに他院への転院を勧告する。
- ③ 宗教的理由により、患者本人や家族から提出された「輸血謝絶兼免責証明書」は受け取りません。
- ④ 輸血の実施にあたっては、通常通り「輸血療法に関する説明書」および「血漿分画製剤に関する説明書」に基づいて説明し、患者本人や家族から「輸血同意書」へ署名をいただく。患者本人や家族との話合いや診療状況は、全て患者診療録に記載する。
- ⑤ 緊急搬送患者や入院中に病状が急変し輸血両療法が必須とする患者の場合、医療従事者から患者本人や家族などに医学的状況に十分説明し「相対的無輸血」に対し同意を得られるように努める。しかし、同意が得られない場合は、患者本人や家族の方針を尊重する。その際 病院が発行する「免責証明書」に署名を求める。「免責証明書」が取れない場合は、患者本人や家族などへの説明内容、反応、診療状況を明確に患者診療録に記載する。

患者本人や家族などの「絶対的無輸血」の意向が不明確な場合は、「相対的無輸血」と判断する。

患者本人や家族などの、どちらか一方が「相対的無輸血」を希望される場合は、「相対的無輸血」と判断する。

2014年9月

JCHO神戸中央病院
倫理委員会